

重要事項説明書

指定はつらつシニア支援事業通所型サービス 自生園つどい

当事業所は小松市の指定を受けています。
(指定第1770300034号)

当事業所は利用者に対して指定はつらつシニア支援事業通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護等認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方あるいはサービス利用が必要妥当と認定された方が対象となります。認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 自生園
- (2) 法人所在地 石川県小松市上荒屋町ソ4番地10
- (3) 電話番号 (0761) 65-1800
- FAX (0761) 65-1837
- (4) 代表者氏名 理事長 木崎 馨雄
- (5) 設立年月 昭和55年4月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定はつつシニア支援事業通所型事業所
平成28年3月1日指定
指定事業所番号1770300034
- (2) 事業所の目的 指定はつつシニア支援事業通所型事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持又は回復を通じて、生活機能の維持又は向上することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 自生園つどい
- (4) 事業所の所在地 石川県小松市上荒屋町ソ4番地10
- (5) 電話番号 (0761) 65-3363
- (6) 事業所長（管理者）氏名 福田 武
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① 事業所は、利用者（「要支援1」「要支援2」の認定を受けた者あるいはサービス利用が必要妥当との認定を受けた者）の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、運動器機能の向上、栄養状態の改善等、心身の状態の維持又は向上に資する援助を行います。
 - ② 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
 - ③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。
 - ④ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- ⑤ 事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(8) 開設年月 平成28年3月1日

(9) 利用定員 35人（指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所の定員数を含む）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 小松市、加賀市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日、8月15日、12月31日～1月3日
営業時間	午前9時30分～午後4時30分 ※上記時間外についても、利用者又は家族の必要に応じて午前8時30分から午前9時30分、午後4時30分から午後5時30分において延長サービスが可能な体制をとっています。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定はつらつシニア支援事業通所型サービス（以下「通所型サービス」という。）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。なお、以下に定める人員は、指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所と兼務しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	1日あたり 職員配置数	常 勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務）	1名	0名	1名
2. 生活相談員	1名以上	4名	0名	1名
3. 看護職員	1名以上	0名	1名	1名
4. 介護職員 （内、介護福祉士）	5名以上	8名 （6名）	5名 （2名）	5名
5. 機能訓練指導員	1名	2名	2名	1名
6. 管理栄養士	1名（兼務）	1名	0名	0名
7. 調理員	1名	1名	0名	0名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

＜サービスの概要＞

① 日常行為向上支援サービス

- ・利用者の心身の状況、希望等を踏まえ作成した計画に基づき、食事介助、入浴介助、排泄介助、レクリエーションなど、必要に応じて日常生活行為の援助を行うことにより、心身の機能維持又は向上を図るためのサービスを提供します。特に、食事の提供に際しては、利用者の希望及び好みを伺った上で、できる限り希望及び好みを取り入れて調理した料理を提供します。

② 運動器機能向上サービス

- ・利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者ごとに運動器機能向上計画を作成しその計画に沿って日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化をはかるための各種サービスを提供します。

③ 栄養改善サービス

- ・利用者の栄養状態を踏まえ、利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、その計画に沿って栄養改善サービスを提供するとともに、定期的に記録、評価を行います。

④ 口腔機能向上サービス

- ・利用者の口腔機能状態を踏まえ、利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画を作成し、その計画に沿って口腔機能改善サービスを提供するとともに、定期的に記録、評価を行います。

＜サービス利用料金＞

当事業所が提供するサービスは以下の2種類にわかれます。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が小松市から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

(1) 利用料金が小松市から給付される場合

本事業所のサービスをご利用される場合は、基本料金として以下の料金をご負担いただきます。

＜指定相当型サービス＞

区 分	サービス利用料 (1 月につき)	ご契約者負担金 (1 月につき) 1 割負担	ご契約者負担金 (1 月につき) 2 割負担	ご契約者負担金 (1 月につき) 3 割負担
週 1 回利用	17,980 円	1,798 円	3,596 円	5,394 円
週 2 回以上利用	36,210 円	3,621 円	7,242 円	10,863 円

＜基準緩和型サービス＞

区 分	サービス利用料 (1 月につき)	ご契約者負担金 (1 月につき) 1 割負担	ご契約者負担金 (1 月につき) 2 割負担	ご契約者負担金 (1 月につき) 3 割負担
週 1 回利用	12,900 円	1,290 円	2,580 円	3,870 円
週 2 回以上利用	26,200 円	2,620 円	5,240 円	7,860 円

また、以下の料金が上記基本料金に加算されます。

加算	サービス利用料 (1 月につき) 100%	ご契約者 負担金 (1 月につき) 10%	ご契約者 負担金 (1 月につき) 20%	ご契約者負 担金 (1 月につき) 30%	加算条件
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	880 円 (週1回) 1,760 円 (週2回以上)	88 円 (週1回) 176 円 (週2回以上)	176 円 (週1回) 352 円 (週2回以上)	264 円 (週1回) 528 円 (週2回以上)	介護職員のうち、介護福祉士の 占める割合が70%以上の場 合。 または、介護職員のうち、勤続 10年以上の介護福祉士の占 める割合が25%以上の場 合。 ただし、サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の何れかを 適用する場合を除く。
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	720 円 (週1回) 1,440 円 (週2回以上)	72 円 (週1回) 144 円 (週2回以上)	144 円 (週1回) 288 円 (週2回以上)	216 円 (週1回) 432 円 (週2回以上)	介護職員のうち、介護福祉士の 占める割合が50%以上の場 合。 ただし、サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)及び(Ⅲ)の何れかを 適用する場合を除く。

サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	240 円 (週1回) 480 円 (週2回以上)	24 円 (週1回) 48 円 (週2回以上)	48 円 (週1回) 96 円 (週2回以上)	72 円 (週1回) 144 円 (週2回以上)	介護職員のうち、介護福祉士の 占める割合が40%以上の場 合。 または、サービスを直接提供す る職員のうち、勤続7年以上の 占める割合が30%以上の場 合。 ただし、サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の何れかを 適用する場合を除く。
同一建物送迎減算	-3,760 円 (週1回) -7,520 円 (週2回以上)	-376 円 (週1回) -752 円 (週2回以上)	-752 円 (週1回) -1,504 円 (週2回以上)	-1,128 円 (週1回) -2,256 円 (週2回以上)	事業所と同一建物から通ってい る場合。
生活機能向上連携 加算	2,000 円 運動器機能向上加算算定の場合 1,000 円	200 円 運動器機能向上加算 算定の場合 100 円	400 円 運動器機能向上加算 算定の場合 200 円	600 円 運動器機能向上加算算 定の場合 300 円	当該事業所職員と外部のリハ ビリテーション専門職が連携 して、機能訓練のマネジメン トを行った場合。
若年性認知症 利用者受入加算	2,400 円	240 円	480 円	720 円	若年性認知症利用者ごとに個 別の担当者を定めている場合。
生活機能向上 グループ活動加算	1,000 円	100 円	200 円	300 円	グループで日常生活上の支援 のための活動を週 1 回以上行 った場合。
栄養アセスメント 加算	500 円	50 円	100 円	150 円	管理栄養士を 1 名以上配置し ている場合。 利用者ごとに栄養アセスメン トを実施し結果を説明してい る場合。 LIFE ヘデータを提出しフィード バックを活用している場合。
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅰ)	200 円	20 円	40 円	60 円	従業者が、6 か月ごとに利用 者の口腔の健康状態及び栄養 状態について確認し、当該情 報を介護支援専門員に提供し た場合。 ※6 ヶ月に 1 回を限度とする。
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅱ)	50 円	5 円	10 円	15 円	口腔・栄養スクリーニング加 算(Ⅰ)の算定条件で、栄養改 善加算や口腔機能向上加算を 算定している場合。 ※6 ヶ月に 1 回を限度とする。

一体的サービス 提供加算	4,800 円	480 円	960 円	1,440 円	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(選択的サービス)を一体的に実施した場合。ただし、選択サービスと重複し加算しない。
送迎未実施減算	-470 円	-47 円	-94 円	-141 円	送迎を行わなかった場合。(片道につき)
科学的介護推進 体制加算	400 円	40 円	80 円	120 円	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報をLIFE ヘデータを提出しフィードバックを活用している場合。

次のサービス(選択的サービス)をご利用される場合は、利用者負担金が上記基本料金に上乗せされます。

サービス	サービス利用料 (1 月につき)	ご契約者負担金 (1 月につき) 1 割負担	ご契約者負担金 (1 月につき) 2 割負担	ご契約者負担金 (1 月につき) 3 割負担
栄養改善 サービス	2,000 円	200 円	400 円	600 円
口腔機能向上 サービス (I)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
口腔機能向上 サービス (II) ※LIFE ヘデータを提出しフィードバックを活用している場合	1,600 円	160 円	320 円	480 円

介護職員等処遇改善加算として、上記基本介護費及び各加算の合計額の 9.2%が加算されます。 ※令和6年6月から算定開始

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた通所型サービス計画に定められます。

☆実際の利用回数やサービス提供時間については、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に定める目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されます。

- ☆利用者の状態の変化等により、上記サービス区分を途中変更する場合は、そのサービス変更が行われた月の翌月から、サービス利用料が変更になります。
- ☆利用者の転居等の事由により、契約を解除する場合は、契約を解除するまでの日数で日割り計算したサービス利用料となります。
- ☆体調不良等、契約者のご都合により予定されているサービスを提供できない場合は、上記サービス利用料がかかります。
- ☆利用者がまだ要介護等認定を受けておらず基本チェックリストも未実施の場合には、見込まれるサービス利用料金の全額をご契約者がいったんお支払いいただきます。要支援の認定あるいはサービス利用が必要妥当の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が小松市から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、小松市による給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆利用者に提供する食事提供に要する費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）
- ☆小松市による給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

料金：１回あたり６８０円

②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

入浴代：１回あたり２００円

③小松市による給付の支給限度額を超える通所型サービス費用

小松市による告示上の額と同額とします。

☆小松市による告示上の額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用料金を変更します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２７日までに以下の方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行、農協、ゆうちょ銀行（旧郵便局）等県内のほとんどの金融機関がご利用になれます。また、引き落としの際、手数料はいっさいかかりません。

※上記の方法によりがたい場合は、個別に相談致します。

（４）利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所型サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

自生園つどい （担当者）森本 妙子 [職名] 居宅サービス部主任
（解決責任者）福田 武 [職名] 居宅サービス部長
電話 （０７６１）６５－３３６３

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
８：３０～１７：３０

（２）行政機関その他苦情受付機関

小松市役所 長寿介護課	所在地 石川県小松市小馬出町９１ 電話番号 （０７６１）２４－８１４９ 受付時間 ８：３０～１７：１５
国民健康保険団体連合会	所在地 石川県金沢市幸町１２－１ 電話番号 （０７６）２３１－１１１０

	受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
石川県社会福祉協議会	所在地 石川県金沢市本多町 3 - 1 - 1 0 電話番号 (0 7 6) 2 3 4 - 2 5 5 6 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

7. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り
実施年月日	平成 20 年 11 月 26 日
評価機関	(有)かめい経営サポート
結果の開示状況	非開示

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置き、必要な措置を講じます。
- ⑧事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務） その他、個人情報の保護に関する法律を遵守します。
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑨ご契約者または利用者、その家族等から物品等（御中元、御歳暮、お礼等）は一切いただきません。

2. サービスの利用に関する留意事項

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

3. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、事故の状況や採った処置を記録します。

4. 非常災害の対策について

事業所の非常災害対策については、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行います。

また、火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、消防署、自生園地域防災協力隊「はこぶね」と協力して避難誘導にあたります。

5. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としないうちにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者または利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護等認定の有効期間満了日までです。また、サービス利用が必要妥当との認定を受けて利用する場合は無期限とします。

ただし、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護等認定により利用者の心身の状況が要介護と判定された場合、又は自立と判定されサービス利用が必要妥当と認定されなかった場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①小松市による給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者または利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者または利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。